

消費者庁消費者政策課 御中

「消費者基本計画工程表改定素案」に関する意見

東京消費者団体連絡センター

	項目名	ページ	意見
1	I (1) ④ウ 食品安全に関するリスク管理	1 - 4 6	HACCP 導入は令和3年6月1日に完全施行となっていますが導入に苦勞している中小事業者があるのではないのでしょうか。施策概要に「中小規模層の食品製造事業者の HACCP 導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援を行う」とあります。よって、今後の厚生労働省の取組予定として HACCP 導入支援を明記してください。
2	I (1) ④キ 農業生産工程管理 (GAP の普及促進)	I - 5 6	国内の産地における国際基準の GAP 実施は必要なことです。しかし、都道府県においては都道府県 GAP の実施を進めている実態があります。地域の実態を把握し、目標を12年度末とする長期目標に加え短期的な目標の基、都道府県と連携した取組が必要だと思います。
3	I (2) ①ウ 消費者契約法の見直しに向けた検討	1 - 6 8	消費者契約法の認知度を KPI に設定し、令和6年度までに認知度を50%とする目標値は低すぎます。令和元年度から令和2年度の認知度の進捗は7%増です。この進捗を参考にすると令和4年度には50%を超えることとなります。消費者の自主的かつ合理的な選択を醸成するのであれば目標値を見直す必要があります。
4	I (2) ⑤ア 食品表示制度の適正な運用等	I - 1 2 3	食品添加物の表示については、「いわゆる無添加表示」について食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてのガイドラインが令和3年度に作成されました。KPI では食品表示制度に関する消費者の理解度を上げるとされていますが、事業者に対する制度の周知向上も必要であると考えます。特に食品添加物の無添加表示に関して事業者が正しく表示できるよう KPI に追加してください。

5	II（1）食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	II - 1	<p>コロナ禍、貧困家庭に食料品を届けるフードバンクは必要不可欠な存在となっています。食品ロスの観点からフードバンク支援の記述があることは評価できます。しかし、現在、民間でのフードバンク支援が進んできていますが、食料品の保管場所の問題や食料品の確保などの課題を抱えており、国がもっと関与していくべきであると考えます。KPI にフードバンク支援を明記して関係省庁はもとより食品製造業者や小売業者に積極的に関与してもらえる仕組みを考えてください。</p>
6	II（2）①脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革	II - 10	<p>脱炭素社会を実現するには消費者の果たす役割が大きいことをもっとわかりやすく発信する必要があると感じています。衣食住・移動・買物など日常生活におけるアクションとそのメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理したとあります。しかし、「ゼロカーボンアクション30」の広報は不十分です。国民的運動につながるようウェブサイト以外の方法も工夫して周知を図ってください。</p>